

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 201 号（諮問第 222 号）

件名：質問書に対する回答書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 3 月 24 日

2 原処分

令和 4 年 4 月 7 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 5 月 16 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 22 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が令和 4 年 2 月

28日にA警察署長宛てに提出した質問書（以下「本件質問書」という。）に対する回答書であって、請求日現在、A警察署警務課で保管するものであると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、質問書が存在するのに、それに対する回答書が存在しないのは不合理である旨を主張している。

イ 処分庁によれば、本件質問書の処理結果については、令和4年2月28日を受理日とする警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件取扱票」という。）に記載されており、「文書で回答を行わない」との判断がなされていることから、回答書は作成されていないとのことである。

ウ 当審議会において本件取扱票を確認したところ、その記載内容からしても、本件質問書に関して作成されたものであり、所属長指揮事項の指揮内容において「文書で回答を行わない」と記載され、解決したものとして処理されていることが認められた。

エ これらのことからすれば、本件開示請求の対象文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は、令和4年2月28日 A警察署長宛てに、質問書を提出しました。そこで、

② ①（私が提出した質問書）に対する回答書

（請求日現在、愛知県A警察署警務課で保管するもの）